

## はしがき

平成17年の第162回国会において、旧商法第二編「会社」を全面削除するとともに、新しく会社の組織・活動を規律する法規範を「会社法」(平成17年法律第86号)として法典化して以来、約10年が経過した。昨年の第186回国会では、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が成立し、会社法の初めての大きな改正が行われた。続いて年明けには、「会社法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年法務省令第6号)」が公布され、この5月より、会社法・会社法施行規則・会社計算規則・電子公告規則等の改正規定の大半が施行される予定である。本書は、会社法とその関連省令の最新の内容を盛り込んだ標準的な授業用テキストとして企画されたものである。

本書の前身は、平成10年に公刊された『レクチャーブック会社法』にまで遡る。それ以来、共同執筆者の顔ぶれを少しずつ入れ替えながら、「レクチャー会社法」「レクチャー新・会社法」「レクチャー現代会社法」とタイトルも移り変わり、本書において再び法律文化社の〔α ブックス〕レクチャー・シリーズ本来の書名に戻すことにした。この間、司法制度改革の流れのなかで法科大学院が相次いで新設され、執筆者の多くが法科大学院の所属となって、法学部の授業を正面から意識した標準的テキストという位置づけは些か薄らいだ感も否めない。本書では、企画の原点に立ち戻り、執筆陣もすべて法学部の専任教員のみで構成されることとして、学部レベルの初学者を念頭においていたテキストはどうあるべきか、を語り合うところから出版企画をスタートさせることにした。そうして出来上がった執筆上の約束事は、次のように要約することができる。

第1に、会社法の学部授業であればどの大学でも使えるように、記述の内容はあくまで通説・判例を基軸とし、執筆者各自の工夫は、どのように説き起こし、どのように趣旨を展開していくかという叙述の流れにおいて行うこととした。なぜ・何のためにそうなっているのかという、いわば制度上の目的意識を大切にすることで、読者の興味関心をつなぎ止めたいというのが執筆陣の共通の願いである。

第2に、会社法上の制度や理論を平板に説いていくだけではなく、たとえ一方的な講義形式の授業でも受講者の自然な反応に思いを致し、暗黙の相互交流が図れるような授業の有り様をテキスト上に表現していくことはできないか。授業の際に相手の表情を読みながら、具体例を示したり、実際の適用パターンを語ったり、他の諸制度との対比を試みたり等々の工夫を凝らすことは、教師なら誰にも経験のあることである。説明を進める上での、そうした作為的な「揺らぎ」を読者に伝えるため、本書では、随所に  のマークを記してある。ただ論旨を前に突き進めるだけの「Go Ahead」ではなく、気持ちは読者に前向きの理解を提供したいと願いつつ、叙述上はあえて「Side Step」や「Back Step」の手法も駆使していく。そのような思いを込めて、ここからここまで「Step Ahead」の授業箇所であることを明示するマーク、それらの目印を頭の中に入れながら話法の展開を感じ取っていただきたいと思う。

第3に、授業で大切に扱う事項はなるべく丁寧に説くとともに、授業ではそこまでは触れないと判断される事項の記述はかなり大胆にそぎ落とすといった「叙述の濃淡」をある程度まで割り切って施すこととした。また、会社法の条文はきわめて詳細かつ正確を期しているため、ともすれば法文をそのまま引き写したテキストになりがちなところ、少しでも条文をわかりやすく伝えるにはどう説明すべきかという見地から、条文の言葉的表現をなるべく言い換えるように配慮した箇所も多い。結果的に、会社法を執筆者各自がどのように捉えているかも、本書の中での語り口を通じて自ずと伝わって来るであろうし、そのような意味での個性の発現を互いに大切にしたい、というのが執筆陣の了解事項である。

第4に、共同執筆のテキストという本書の性格を活かすため、執筆者が互いに自分の解説事項の殻に閉じこもることなく、関連し合う諸事項の間で記述の連携が生まれるようにクロス・リファレンスの手法を用いることとした。本文中で、段落はじめの文頭に [1-1-1] というように通し番号が表示されているのはそのためである。執筆の途上から最後の校正段階に至るまで、共同執筆者の間で各自の原稿に目を通し合い、調整を重ねてきた経緯もある。今後、さらに執筆者間の風通しがよくなり、お互いに切磋琢磨し合いながら本書の成長につなげて行ければ何よりである。

本書では、上に略述したように、かなり目新しい試みを行っている。出版上の

制約もある中で、私たち執筆陣の要望に辛抱強くお付き合いいただいた法律文化社編集部の皆様、とりわけレクチャーブック会社法の当初からお世話をいたいでいる秋山泰氏、および本書の刊行に至るまで諸事全般のご助力を頂いた梶原有美子氏に、心よりお礼申し上げる。

平成27年4月

執筆者を代表して

菊地 雄介